



申12号「多様な働き方のさらなる推進について」に関する申し入れを行う!

JR東労組は、「社員の多様な働き方のさらなる推進について」の提案を受けた以降、職場での議論をもとに、申10号「社員の多様な働き方のさらなる推進についてに関する解明申し入れ」を提出し、団体交渉を行ってきました。

解明交渉では、乗務員勤務制度の見直し以降2年が経過して「短時間行路を乗務することにより、技量維持の観点や現場に近い距離でのアドバイスが出来ること」「現場目線で企画業務に活かすことが出来ること」「現場の実態を踏まえて実務が出来て多面的になる」との成果と「首都圏は短時間行路に乗務する社員が多くいるので、競合するときがある」「地方の閑散線区は列車本数が少ないので短時間行路を作りづらく、非効率に見えることもある」「短時間行路には限りがあるので、乗務する回数に出っこみ引っ込みがある」との課題が示されました。また、「対象となる社員の主たる業務は変わるものではない」「手当や勤務に関するルールは変わらない」との認識が示され、提案内容以外は乗務員勤務制度の見直し（平成31年3月）の労使議論・労使確認が変わらないことを確認してきました。

「短時間行路以外の行路への乗務」と「支社等企画部門社員の対象者拡大」を実施することにより、さらなる安全性の向上を図りつつ、多様な働き方のさらなる推進を目指さなければなりません。社会全体の働き方改革が進む中においても、改めて安全第一と健康を確保できる職場をつくることを労使の共通認識にすることが重要です。また、組合員の多様な働き方をより一層進めていくことを通じて、組合員のモチベーションの向上につなげていくことも重要です。

《申し入れ項目》

1. 安全第一の運用とするため、支社等企画部門社員が兼務で乗務する線区については、経験線区を基本とすること。
2. 多車種・多線区を担当している区所もあることから、職場の実態を踏まえたうえで教育・訓練や見極め等を実施すること。
3. 指導担当が、主たる業務である添乗、教育・訓練等を実践に行うため、支社等企画部門社員に対する線見等の増加に対応できる体制を構築すること。
4. 支社等企画部門社員が乗務する場合は、モチベーションの維持・向上と持続的な成長につながるよう、本人が描くキャリアプランを尊重すること。

安全を大前提に、組合員の健康確保と働きがい向上する制度をつくり出していくため団体交渉を行います!